

『経済財政運営と改革の基本方針2019』、
『成長戦略(2019年)』及び
『規制改革実施計画』の概要

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり 1. 成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化 (2) 全世代型社会保障への改革

③ 疾病・介護の予防

(iii) エビデンスに基づく政策の促進

上記(i)や(ii)(疾病予防・介護予防の促進)の改革を進めるため、エビデンスに基づく評価を取組に反映していくことが重要である。このため、データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等を確認するため、エビデンスを確認・蓄積するための実証事業を行う。

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進 (2) 働き方改革の推進

・一方で、引き続き、当面の間、時間外労働の上限規制の適用が猶予される業務については、その業務特有の事情を踏まえたきめ細かな取組を省庁横断的に実施して労働時間の短縮を図り、上限規制の適用に向けた環境整備を着実に進める。

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 4. グローバル経済社会との連携 (4) 持続可能な開発目標(SDGs)を中心とした環境・地球規模課題への貢献

④ 国際保健への対応

アジア健康構想、アフリカ健康構想の下、我が国のヘルスケア産業の海外展開等を推進する。アジアにおける規制調和等を推進する。

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり 5. 重要課題への取組 (7) 暮らしの安全・安心

⑤ 共助・共生社会づくり

・医療費の未収金発生の抑制を図り、医療機関が安心して外国人に医療サービスを提供できる環境整備を着実に進める。

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

5. 重要課題への取組 (7) 暮らしの安全・安心

① 防災・減災と国土強靱化

- ・災害派遣医療チームの強化された司令塔機能の活用等を進めるとともに、医療活動訓練等において医療モジュールの実証を推進する。

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

5. 重要課題への取組 (7) 暮らしの安全・安心

② 治安・司法疾病・介護の予防

- 子供の死因究明・情報共有、解剖の推進、違法薬物中毒死等の検査など死因究明体制を強化する。

第3章 経済再生と財政健全化の好循環 2. 経済・財政一体改革の推進等

(2) 主要分野ごとの改革の取組

① 社会保障

(予防・重症化予防・健康づくりの推進)

(i) 健康寿命延伸プランの推進

健康寿命延伸プランを推進し、2040年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸し、75歳以上とすることを目指す。健康寿命の延伸に関する実効的なPDCAサイクルの構築に向けて、各都道府県・市町村の取組の参考となるよう、健康寿命に影響をもたらす要因に関する研究を行い、客観的な指標等をしっかりと設定・活用しつつ、施策を推進する。健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進及び地域・保険者間の格差の解消に向け、自然に健康になれる環境づくりや行動変容を促す仕掛けなど新たな手法も活用し、次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣形成等、疾病予防・重症化予防、介護予防・フレイル対策、認知症予防等に取り組む。

(iii) 健康増進に向けた取組、アレルギー疾患・依存症対策

口腔の健康は全身の健康にもつながることからエビデンスの信頼性を向上させつつ、国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診、フレイル対策にもつながる歯科医師、歯科衛生士による口腔健康管理など歯科口腔保健の充実、入院患者等への口腔機能管理などの医科歯科連携に加え、介護、障害福祉関係機関との連携を含む歯科保健医療提供体制の構築に取り組む。

第3章 経済再生と財政健全化の好循環 2. 経済・財政一体改革の推進等

(2) 主要分野ごとの改革の取組

(医療・介護制度改革)

(i) 医療・福祉サービス改革プランの推進

医療・福祉サービス改革プランにより、ロボット・AI・ICT等、データヘルス改革、タスク・シフティング、シニア人材の活用推進、組織マネジメント改革、経営の大規模化・協働化を通じて、医療・福祉サービス改革による生産性の向上を図ることにより、2040年における医療・福祉分野の単位時間サービス提供量について5%以上向上、医師については7%以上向上させる。

データヘルス改革を推進し、被保険者番号の個人単位化とオンライン資格確認の導入、「保健医療データプラットフォーム」の2020年度の本格運用開始、クリニカル・イノベーション・ネットワークとMID-NETの連携、AIの実装に向けた取組の推進、栄養状態を含む高齢者の状態やケアの内容等のデータを収集・分析するデータベースの構築、AIも活用した科学的なケアプランの実用化に向けた取組の推進などの科学的介護の推進等を行う。

レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報といった患者の保健医療情報を、患者本人や全国の医療機関等で確認できる仕組みに関し、特定健診情報は2021年3月を目途に、薬剤情報については2021年10月を目途に稼働させる。さらに、その他のデータ項目を医療機関等で確認できる仕組みを推進するため、これまでの実証結果等を踏まえ、情報連携の必要性や技術動向、費用対効果等を検証しつつ、医師や患者の抵抗感、嚴重なセキュリティと高額な導入負担など、推進に当たっての課題を踏まえた対応策の検討を進め、2020年夏までに工程表を策定する。あわせて、医療情報化支援基金の使途や成果の見える化を図りつつ、電子カルテの標準化を進めていく。介護情報との連携を進めるに当たって、手法等について引き続き検討する。

(ii) 医療提供体制の効率化

2040年に向けて人材不足等の新たな課題に対応するため、地域医療構想の実現に向けた取組、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革を三位一体で推進し、総合的な医療提供体制改革を実施する。

地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について、診療実績データの分析を行い、具体的対応方針の内容が、民間医療機関では担えない機能に重点化され、2025年において達成すべき医療機能の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、重点対象区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援を行うとともに、適切な基準を新たに設定した上で原則として2019年度中に対応方針の見直しを求める。

民間医療機関についても、2025年における地域医療構想の実現に沿ったものとなるよう対応方針の策定を改めて求めるとともに、地域医療構想調整会議における議論を促す。こうした取組によっても病床の機能分化・連携が進まない場合には、2020年度に実効性のある新たな都道府県知事の権限の在り方について検討し、できる限り早期に
3
所要の措置を講ずる。

経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日 閣議決定)(医療関係抜粋)④

第3章 経済再生と財政健全化の好循環 2. 経済・財政一体改革の推進等

(2) 主要分野ごとの改革の取組

(医療・介護制度改革)

(ii) 医療提供体制の効率化

- ・ 地域医療介護総合確保基金の配分（基金創設前から存在している事業も含む）における大幅なメリハリ付けの仕組みや国が主導する実効的なPDCAサイクルを構築するとともに、成果の検証等を踏まえ、真に地域医療構想の実現に資するものとする観点から必要な場合には、消費税財源を活用した病床のダウンサイジング支援の追加的方策を講ずる。

病床の転換や介護医療院への移行等が着実に進むよう、地域医療介護総合確保基金や急性期病床や療養病床に係る入院基本料の見直しによる病床再編の効果などこれまでの推進方策の効果・コストの検証を行い、必要な対応を検討する。質が高く効率的な救急医療提供体制の構築のため、救急医療のデータ連携体制の構築、救急救命士の資質向上・活用に向けた環境整備に関し検討を行う。

諸外国と比べて高い水準にとどまる入院日数の縮小を目指す。特に精神病床については、認知症である者を含めその入院患者等が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築など基盤整備への支援等を講ずる。

病院と診療所の機能分化・連携等を推進しつつ、かかりつけ機能の在り方を踏まえながら、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の普及を進めるとともに、医療機関へのかかり方について行政・保険者等が連携し啓発を行う。高額医療機器の効率的な配置に係る方針を都道府県の医療計画において盛り込むとともに、配置状況の地域差縮減に向けて共同利用率の向上等を図る。

人生の最終段階における医療・ケアの在り方等について、人生会議などの取組を推進するとともに、在宅看取りの好事例の横展開を行う。

オンラインでの服薬指導を含めた医療の充実を進める。オンライン診療について、現場の状況等を踏まえ、診療報酬における対応について検討するとともに、オンライン服薬指導についての実施の際の適切なルールを検討する。

- ・ 医師偏在指標を活用し、臨床研修や専門研修を含む医師のキャリアパスも踏まえた実効性のある地域及び診療科の医師偏在対策を推進する。2022年度以降の医学部定員について、定期的に医師需給推計を行った上で、医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討する。また、診療能力向上のための卒前・卒後の一貫した医師養成課程を整備するとともに、改正医師法に基づき、総合診療専門研修を受けた専攻医の確保数について議論しつつ、総合診療医の養成を促進するなどプライマリ・ケアへの対応を強化する。

医師・医療従事者の働き方改革について、医師の働き方改革に関する検討会報告書も踏まえ、医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始も見据え、医療機関における労働時間管理の適正化とマネジメント改革を推進するとともに、実効的なタスク・シフティング等に取り組む。

第3章 経済再生と財政健全化の好循環 2. 経済・財政一体改革の推進等 (2) 主要分野ごとの改革の取組

(医療・介護制度改革)

(iv) 診療報酬・医薬品等に係る改革

- ・ イノベーションの推進を図ること等により、医薬品産業を高い創薬力を持つ産業構造に転換するとともに、「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」に基づき、国民負担の軽減と医療の質の向上に取り組む。こうした観点から、前回の薬価改定で引き続き検討することとされた課題等について結論を得、着実に改革を推進する。また、AIを活用した医療機器の開発や、医薬品等の開発の促進に資する薬事規制の体制の整備・合理化を進める。

バイオ医薬品の研究開発の推進を図るとともに、バイオシミラーについては、有効性・安全性等への理解を得ながら研究開発・普及を推進する。

- ・ 後発医薬品の使用促進について、安定供給や品質の更なる信頼性確保を図りつつ、2020年9月までの後発医薬品使用割合80%の実現に向け、インセンティブ強化も含めて引き続き取り組む。

成長戦略(2019年)(令和元年6月21日 閣議決定)(医療関係抜粋)①

II. 全世代型社会保障への改革 3. 多様で柔軟な働き方の拡大 (2) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援

① 長時間労働の是正をはじめとした働く環境の整備

- ・ 2019年4月から大企業に対して適用された罰則付きの時間外労働時間規制について、監督指導の徹底など、適切な施行に努める。あわせて、2020年4月からの中小企業への適用、2024年4月からの建設業や医師等への適用に向けて、相談体制の充実や制度の周知徹底、適用猶予期間においても、必要な法整備を含め、時間外労働の削減や労働者の健康確保のための取組を行うよう働きかけや支援を行うなど、円滑な法の適用に向けた取組を行う。

II. 全世代型社会保障への改革 4. 疾病・介護の予防 (2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 人生100年時代を見据えた健康づくり、疾病・介護予防の推進

③ 疾病の早期発見に向けた取組の強化

- ・ 全身の健康にもつながる歯周病などの歯科疾患対策を強化するため、現在10歳刻みで行われている歯科健診の機会を拡大し、歯科の保健指導を充実することについて、検証の結果を踏まえ、2020年度までに検討に着手し、速やかに結論を得る。あわせて、歯科健診の受診率の向上を図るとともに、健診結果に基づき、必要な受診を促す実効的な取組や、全身疾患の治療が必要な可能性がある場合の医科歯科連携を推進する。

II. 全世代型社会保障への改革 5. 次世代ヘルスケア (2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保

① 健康・医療・介護サービス提供の基盤となるデータ利活用の推進

イ) 医療機関等における健康・医療情報の連携・活用

- ・ 患者の保健医療情報を全国の医療機関等で確認可能とすべく、着実に取組を進める。このため、レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報を確認できる仕組みについては、2021年10月以降稼働させることを目指す。さらに、その他のデータ項目を医療機関等で確認できる仕組みを推進するため、これまでの保健医療情報ネットワークに関する実証結果等を踏まえて課題を整理し、情報連携の必要性や技術動向、費用対効果等を検証しつつ、運営主体や費用負担の在り方等の検討を進め、2020年夏までに、その実現のための工程表を策定する。なお、介護情報との連携についても、引き続き検討する。

オ) 健康・医療・介護情報のビッグデータとしての活用

- ・ 次世代医療基盤法の下、同法の基本方針に基づき、広報・啓発による国民の理解増進を行うとともに、幅広い主体による匿名加工医療情報の医療分野の研究開発への利活用を推進する仕組みを稼働させる。

II. 全世代型社会保障への改革 5. 次世代ヘルスケア (2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保

② ICT、ロボット、AI等の医療・介護現場での技術活用の促進

ア) オンライン医療の推進

- ・ オンライン診療の適切な推進に向けて、関係学会や事業者等とも協力しながら、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集、事例の実態把握を進めるとともに、その結果等に基づき、オンライン診療の適切な実施に向けたガイドラインを定期的に見直す。

エ) AI等の技術活用

- ・ 重点6領域を中心としつつ、医療従事者の負担軽減や、的確な診断・治療支援による医療の質の向上等を図るため、健康・医療・介護・福祉領域におけるAIの開発や現場での利活用を促進する。あわせて、AI開発に必要な質の高いデータ収集を推進する。さらに、AI開発において特定された課題の解消に向けた具体的な対応を2019年度中に開始するとともに、アジア等、海外の医療機関と提携し、本邦で開発されたAI技術の海外展開を目指す。また、我が国の医療機器産業の活性化に向けて、ICTを活用した医療機器の特性に応じた承認審査体制等を早急に整備する。

II. 全世代型社会保障への改革 5. 次世代ヘルスケア (2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保

③ 医療・介護現場の組織改革や経営の大規模化・協働化

ア) 書類削減、業務効率化、シニア層の活用

- ・ 労働時間短縮をはじめ医師等の働き方改革を進めるため、労務管理の徹底を図るとともに、タスクシフティング等の推進や、業務効率化に資するICT等の活用方策について検討し、効果的な事業を展開することで、医療機関のマネジメント改革を図る。また、緊急時の相談ダイヤルの周知や、医療機関を検索できる医療情報ネットの抜本的な見直しを行い、国民の医療のかかり方に関する行動変容を促す。
- ・ 文書量の削減に向けた取組について、介護分野においては、2020年代初頭までの文書量の半減に向け、国及び地方公共団体が求める文書や、事業所が独自に作成する文書の更なる見直しを進めるとともに、地方公共団体ごとに様式や添付書類の差異があるなどの課題について検討を行い、2019年中目途に一定の結論を得て、必要な見直しを進める。医療分野や福祉分野についても、各分野の特性を踏まえ、文書量の削減、標準化などの取組を順次進める。

イ) 医療法人・社会福祉法人の経営の大規模化等

- ・ 地域医療連携推進法人制度について、地域医療構想の達成に向けた更なる効果的な活用に資するよう、医療連携推進業務の在り方や参加法人間の資金融通等の制度面・運用面の課題を把握し、改善に向けた検討を行い、必要な措置を講ずる。
- ・ 医療法人の合併等が円滑に進むよう、必要な経営資金の融資制度の創設を2019年度中に検討する。あわせて、医療法人の合併・事業承継の好事例等を収集し、周知を行う。
- ・ 地域経済活性化支援機構における医療機関等の経営支援、地域医療の面的再生のノウハウについて、地域金融機関への移転を積極的に図る。あわせて、これらの支援・再生時における福祉医療機構と地域金融機関の連携・協働を、推進する。

II. 全世代型社会保障への改革 5. 次世代ヘルスケア (2) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化、国際展開等

② 国際展開等

- ・ メディカル・エクセレンス・ジャパン (MEJ) やJETRO等を中核とした医療の国際展開、ジャパン・インターナショナル・ホスピタルズ (JIH) 等による医療インバウンド及び「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」に則った医療提供を一体的に推進することで、我が国の医療の国際的対応能力を向上させる。

III. 人口減少下での社会施策の強化 8. 観光・スポーツ・文化芸術 (2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 観光立国の実現

② 地域の新しい観光コンテンツの開発

カ) 観光地・交通機関

- ・ 厚生労働省と観光庁が連携し、訪日外国人旅行者を受け入れる共通の医療機関のリストを整備するなど、医療機関における外国人患者の受入環境整備を進めるとともに、訪日外国人旅行者に対する旅行保険の加入促進に取り組む。また、地方の医療資源や温泉等の地域固有の観光資源を活用した海外からの患者受入れを推進する。

規制改革実施計画（令和元年6月21日 閣議決定）（医療関係抜粋）①

II 分野別実施事項 3. 医療・介護分野（2）医療等分野におけるデータ利活用の促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
2	データ利活用のための「標準規格」の確立	<p>a 全国各地の医療機関や保険者が医療データを共有し、予防や医療のイノベーションに役立てることができるよう技術革新に意欲的な民間の創意工夫を尊重しかつ国内外での相互運用性(様々なシステムが相互に連携可能なシステムの特性)を意識して、医療分野における標準規格の基本的な在り方を早急に検討し、公表する。併せて官民の役割分担を含む運営体制を構築する。</p> <p>b 現在、データヘルス改革の工程表として、全国の医療機関や薬局間において患者の医療情報を結ぶ「保健医療記録共有サービス」や国民に対する健診・薬剤情報提供を目的とした「マイナポータルを活用したPHRサービス」が予定されている。これらのサービス開始に向け、現行の課題を踏まえて、民間サービス事業者を含む関係者の意見や海外の先進的な事例も参考に最低限必要となる標準規格を検討し、ガイドライン等の形で公表する。</p> <p>c データヘルス改革を推進するに当たり、クラウド技術の進展等の技術動向を踏まえた上で、個別具体的な事例を収集し、それぞれについて、利用上の方針・留意点を整理し、現行の医療情報システムの安全管理に関するガイドラインの改定素案を策定する。</p>	<p>令和元年度検討・結論・措置 ただし、bの「マイナポータルを活用したPHRサービス」に係る部分について、令和元年検討開始、令和2年度上期結論・措置</p>
3	データを活用した最適な医療サービス提供のための包括的な環境整備	<p>医療分野におけるデータ利活用の促進、及び、必要に応じて、今後の個人情報保護法制の議論に適切につなげるよう、「救命医療における患者情報の医療機関共有」「セカンドオピニオンの取得」「自らの健診情報の取得と管理」など国民のニーズが高いと思われる具体的なケースについて、海外や他産業の事例も調査し費用対効果に留意しつつ、「個々人が自らの健診情報を利活用するための環境整備」「データ利活用のための『標準規格』の確立」の取組を含めて、国民が医療情報を電子的に入手できる仕組みを始めとするデータ利活用のための包括的な環境整備に向けた検討を開始し、結論を得る。</p>	<p>令和元年検討開始、令和2年度結論</p>
4	傷病名を含む医学用語の統一	<p>a 地域医療連携ネットワークにおける地域医療圏の取組等の支援に当たっては国際基準にも準拠した傷病名マスターの採用を原則とする。</p> <p>b 外国人医療における自動翻訳・AI問診・医学論文解析など医療分野におけるイノベーション基盤として必要となる、傷病名を含む「包括的な医学用語集」の構築に向けて、民間企業の意見も取り入れ、優先度の高い領域について検討に着手する。</p>	<p>a:令和元年検討開始、令和2年結論・措置 b:令和元年検討開始</p>

規制改革実施計画（令和元年6月21日 閣議決定）（医療関係抜粋）②

II 分野別実施事項 3. 医療・介護分野（2）医療等分野におけるデータ利活用の促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
5	地域医療連携ネットワークにおける患者情報共有の際の同意の在り方	地域医療連携ネットワークにおける個別同意の取得に係る負担軽減のため、同ネットワークにおける医療機関間の患者情報共有を目的とする患者本人の同意のあり方について、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日個人情報保護委員会、厚生労働省）の示す、利用目的を院内掲示等で公表し患者から明示的に留保の意思表示がないことを確認するという方法を採用できるかを含めて検討し、結論を得る。	令和元年度検討・結論
7	患者本人による診療録等の個人情報の本人開示請求の適切なあり方	患者本人の診療録等、個人情報の開示請求に当たっては、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内で手数料の額を設定することが求められるところ、高額の開示手数料等によりその請求が不当に制限されることにならないよう、ガイドライン等において、医療機関における開示手数料の算定に係る推奨手続を明らかにする。	令和元年度検討・結論・措置

II 分野別実施事項 6. その他重要課題（3）各種国家資格等における旧姓使用の範囲拡大

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
3	各種国家資格等における旧姓使用の範囲拡大	准看護師については、各都道府県に対し、看護師免許証への旧姓併記が可能となった旨を周知した上で、准看護師の免許証についても同様の対応を可能とするよう要請する。	令和元年度措置